

岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を加える（第 13 条関係）。
国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後 3 年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を加える（第 22 条関係）。

第 3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第 7 号

岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「事業者の職員の一般的条件」を「事業所の職員の一般的要件」に改め、同条中「事業者」を「事業所」に改める。

第 1 0 条の見出し中「事業者」を「事業所」に改め、同条第 1 項中「事業者」を「事業所」に改める。

第 1 3 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「事業者」を「事業所」に、「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 1 6 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改め、同条第 7 号中「、終了」を「及び終了」に、「及び乳児等通園支援事業の」を「その他の」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「事業者」を「事業所」に改める。

第 2 0 条第 3 項中「事業に係る利用定員」を「事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項又は第 2 9 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所

にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。
以下この条において同じ」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。
以下この条において同じ」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。